

第 10 部

軍縮機関

軍縮機関

第1章

総論

軍縮・不拡散問題を扱う国際的な機関としては、第一委員会や国連軍縮委員会を含む国際連合（国連。UN:the United Nations）の他、国連以外の機関として、5核兵器国及びその他の60か国により構成され「唯一の多国間軍縮交渉機関」と称されているジュネーブ軍縮会議（CD）、そして化学兵器禁止機関（OPCW）、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）、国際原子力機関（IAEA）がある。これらは一般的に軍縮機関（disarmament machinery）と呼称されることが多い。

国連は、創設以来積極的に軍備管理・軍縮問題に取り組んできている。国連加盟国により構成される国連総会、及び同総会の下部組織として軍縮・国際安全保障に関する議題を議論する第一委員会、並びに特定の軍縮問題に焦点を当てて議論する国連軍縮委員会といった場の他、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である国連安全保障理事会においても、軍縮・不拡散問題が取り上げられてきている。

国連は、軍縮問題に関する議論や決議の採択を行う形で国際社会に影響を与えてきた。冷戦終結後には国連軍備登録制度の設置や、包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択^(注)、国連小型武器行動計画の採択など具体的な成果をあげている。国連総会では、これまで軍縮問題に特化した国連軍縮特別総会が1978年、1982年及び1988年の計3回開催された。また、国連の軍縮機関には、国連事務総長の諮問機関であって、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う国連軍縮諮問委員会や、国連内にあって自律的な立場で軍縮分野の研究を行う国連軍縮研究所（UNIDIR）もある。

CDは米国・英国・フランス・ソ連の4か国合意（1957

年）により設立された「10か国軍縮委員会」を起源としている。「18か国軍縮委員会」、「軍縮委員会会議」といった変遷を経て、第1回国連軍縮特別総会（1978年）における決定により設立された「軍縮委員会」を母体として、1984年に「軍縮会議」と名称変更され現在に至っている。

CDでは核軍縮、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）、宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）、消極的安全保証（NSAs）を始めとする事項が扱われているが、国や地域グループにより各事項の優先度が異なること、採択はコンセンサスが原則であることから、1996年にCTBTを作成^(注)して以降、実質的な交渉が行われない状況が続いている。国連総会における決定は過半数による多数決によっているが、CDにおいてはコンセンサス方式が採用されているため、CDで合意された条約は実効的なものとなる見込みが得られるという側面がある一方、CDにおける合意の達成は国連総会に比してより困難となる側面もある。

このような長年のCDの停滞状況を打開するためにCDの手續規則の改訂や、CDの外での交渉の可能性等、今後の軍縮機関の在り方が課題として議論が続けられている。

(注)

CTBTは1994年からCDの核実験禁止特別委員会において交渉された。交渉は2年半にわたって行われたが、最終局面でインドの反対によってコンセンサスで条約案を採択することはできなかった。しかし、CTBT成立に対する国際社会の圧倒的支持と期待を背景とし、オーストラリアが中心となって、CDで作成された同条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数にて同条約を採択した。

第2章

国際連合

第1節 国際連合における議論

国際連合は、1945年の創立以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国もしくは安全保障理事会（以下、安保理）に勧告を行うことを規定。）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟運動（NAM：Non-Aligned Movement）諸国のイニシアティブによって、1978年、1982年、1988年と計3回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の国連総会における採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の採択（2005年）、武器貿易条約（2013年）等、国連総会の場を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果を上げている。また、安保理は、2001年の米国同時多発テロ以降の、テロ組織等の非国家主体に対する大量破壊兵器拡散への懸念の高まりを受けて、2004年4月には不拡散に関する安保理決議第1540号を採択した。2006年以降には、北

朝鮮やイランといった個別の地域問題等について制裁を含む決議を採択しており、国際的な不拡散体制の強化について安保理が果たす役割は近年急速に増大している。

こうした国連における活動は、国連軍縮局（Department of Disarmament Affairs）によって支えられてきた。国連軍縮局長のポスト（事務次長レベル）は、1987年から1992年まで明石康氏が、2003年5月から2006年1月まで阿部信泰氏（元外務省軍備管理・科学審議官、元国連事務次長）が、2006年4月から2007年2月まで田中信明氏（元駐トルコ大使）が務めた。同局は、潘基文国連事務総長の提案に基づいて、2007年2月に採択された国連総会決議により、同年4月廃止され、国連軍縮部（Office of Disarmament Affairs）に格下げされる形となったが、国連軍縮部を統括することとなった上級代表は、事務総長の直轄とされ、引き続き事務次長レベルとして扱われている。2007年7月から2012年2月までブラジルの元外交官のセルジオ・ドゥアルテ氏が、同年3月から2015年5月までドイツ出身の国連職員として経験豊富なアンゲラ・ケイン氏が同代表を務めた。2015年6月以降は韓国出身のキム・ウォンス氏が上級代表代行に就任している。国連軍縮部には、大量破壊兵器部門、通常兵器部門、地域軍縮部門、情報・アウトリーチ部門、ジュネーブ軍縮会議（CD）事務局及び会議支援部門の5部門が置かれている。また、国連軍縮部は、ウィーンにも2011年に事務所を設置した。

国連において、軍縮・不拡散問題は、主に、総会の下に設置され軍縮・国際安全保障関係のテーマを議論する第一委員会において議論されている。そのほか、総会の補助機関として特定の軍縮問題を重点的に取り上げて議論する国連軍縮委員会（UNDC）も存在する。

1. 第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第1回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約4週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、国際的な気運を高め、方向性を示す役割を果たしている。また、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、日本は、1994年から1999年まで「究極的核廃絶」決議案を提出し、2000年から2004年までは、同年5月のNPT運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した「核兵器の全面的廃絶への道程」決議案を提出した。2005年から2009年までは、同年5月のNPT運用検討会議の決裂、9月の国連首脳会合で採択された成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出した。2010年から2014年までは、同年5月のNPT運用検討会議において10年ぶりに全会一致で最終文書が採択されたことを受け、従来に比べ包括的で、核兵器のない世界に向けた国際社会の具体的な行動を求める「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議案を提出した。2015年には、同年5月のNPT運用検討会議において合意が得られなかったことを受けて、

「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議案を107か国の共同提案国を代表して提出した。いずれの決議案もこれまで圧倒的支持を得て採択されてきており、2015年においては、166か国の賛成を得て国連総会で採択された（第1部第2章第2節2参照）。

また、日本は、小型武器問題が国際社会で本格的に提起された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を南アフリカ及びコロンビアと共同で提出している。2015年の決議案は、2012年8月末に開催された第2回国連小型武器行動計画履行検討会議及び2014年5月に開催された第5回国連小型武器行動計画隔年会合の成果文書の支持を想起し、同行動計画の実施をさらに強化するために各国に対し、有効な国際協力・支援等を呼びかけるとともに、同行動計画の更なる実施のために国際社会の機運を高めるものである。本決議案は、第一委員会及び国連総会本会議においてコンセンサスで採択された。

2. 国連軍縮委員会（UNDC）

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の2つの委員会を設置した。その後、1952年の第6回国連総会において、両者の業務を統合し、軍縮条約に盛り込まれるべき提案を用意する新たな機関として「国連軍縮委員会（UNDC：United Nations Disarmament Commission）」を設置した。この委員会は、軍縮問題で見るべき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあった。1978年の第1回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加して軍縮分野における問題を検討し勧告する国連総会の補助機関として、現在のUNDCを設立することが決定された。

UNDCは、その翌年の1979年より毎年、4月の時期に約3週間の会期でニューヨークにて議論を行っており、慣行として、同一の議題を3年間継続して扱う。1997年から1999年までの3年間は、「非核兵器地帯」、「第4回軍縮特別総会」及び「実際の軍縮」の3つの議題について議論され、非核兵

器地帯の設立に際しての原則とガイドラインについて合意された。しかし、その後は、UNDCにおいて新たな議題が取り上げられ議論が継続されているものの合意文書を採用することができない状況が続いている。最近の具体的な議題や動きは次のとおりとなっている。

2012年、過去10年以上 UNDCが機能不全に陥っている現状打開を目指し、「UNDCの作業方法」に焦点を当てた議題が西側を中心に提案されたが、非同盟運動（NAM）諸国は「軍縮の10年宣言」を

議題に入れることを主張した。結局、2012年から2014年の3年サイクルでは、前回サイクルと同一の「核軍縮・核不拡散の目的を達成するための勧告」及び「通常兵器分野における現実的な信頼醸成措置」を議題とすることが決定されたが、いずれも実質的な合意が達成されなかった。2015年から始まった今次サイクルにおいても引き続き「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」と「通常兵器分野における実効的な信頼醸成措置」が議論されている。

第3節 安全保障理事会

軍縮・不拡散の問題は、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である安保理においても取り上げられてきている。

NPTが成立した1968年には、いわゆる「積極的安全保証（PSAs）」（核兵器の使用の犠牲になったか、或いはその威嚇を受けている非核兵器国に対して積極的に援助を与えること。）に関する安保理決議第255号が採択され、また、1995年には、NPT交渉過程から非核兵器国により問題提起され続けてきたいわゆる「消極的安全保証（NSAs）」（核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、又は使用すると威嚇を行わないこと。）に関する安保理決議第984号が採択された。さらに、1992年1月には、軍縮、軍備管理及び不拡散における進展が国際の平和と安全の維持に果たす決定的な役割を再確認し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であるとする安保理議長声明が発出された。

2004年4月には、不拡散に関する安保理決議第1540号が全会一致で採択された。これは、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを明記した初の国連憲章第7章下の安保理決議である。決議の主な内容は、①大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を試みる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援を提供することも差し控えることを決定、②非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器

及びその運搬手段を製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用すること及びそうした活動に従事、共犯として参加、援助又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択、執行することを決定、③関連物資等に対する管理を確立することを含め、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置をすべての加盟国がとることを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、維持することを決定するものである。この決議に基づき、安保理の下に設置期間を2年間とする委員会（通称「1540委員会」）が置かれ、すべての加盟国が、本件決議の実施につき報告することが定められた。また、自国領域内においてこの決議の条項を実施するにあたり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている。なお、同委員会の設置期間は、安保理決議第1673号（2006年4月採択）及び安保理決議第1810号（2008年4月採択）により累次延長され、安保理決議第1977号（2011年4月採択）により、2021年4月まで延長された。日本は、同決議に基づき、決議の実施に関して日本が取っている措置を1540委員会に報告するとともに、同決議を各国が完全に実施するよう呼びかけ、そのために必要な支援を行う用意がある旨表明してきている。

2009年9月には、オバマ米国大統領が議長を務めた核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合が

開催された。日本からは鳩山由紀夫総理大臣が出席し、全会一致にて安保理決議1887号を採択した。同決議は、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティのそれぞれの分野について、国際社会として取り組むべき方向性を示すとともに、その実現にむけた協力を呼びかけた。

安保理は、上記のように、安全保障や軍縮・不拡散一般に関する決議・議長声明を発出してきているが、これらとは別に、個別の地域問題についても、決議や議長声明を発出してきている。特に、2006年以降、北朝鮮及びイランの核問題等に関して一連の決議が採択されたことは、不拡散分野における安保理の取組として大きな進展である。なお、日本は、いずれの決議も誠実に履行している。

北朝鮮については、現在まで制裁措置を含む複数の安保理決議が採択されている。2006年7月に実施された北朝鮮のミサイル発射に対して、安保理は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮及び加盟国に具体的な措置の実施を求める安保理決議第1695号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画活動の停止、モラトリアム再確認、六者会合復帰等を要求するとともに、すべての加盟国に、厳格な輸出管理、資金移転防止措置等を要求している。

同年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受けて、日本が議長国を務めていた安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画、大量破壊兵器・弾道ミサイル計画の放棄等を要求するとともに、すべての加盟国が、軍関連及び核・ミサイル・大量破壊兵器関連の特定品目等の供給防止、奢侈品の輸出禁止、関係者の入国禁止、資産凍結等を行うことを要請している。

また、2009年5月の北朝鮮による核実験を受け、同年6月に安保理は、安保理決議第1874号を全会一致で採択した。同決議には、北朝鮮に対する制裁措置として、武器禁輸の強化、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化、資産凍結やモニタリング等の強化による金融資産の移転の抑止や新規援助及び貿易関連の公的資金支援禁止の要請といった金融面の措置、北朝鮮制裁委員会の強化（同決議により新たに設置された専門家パネルにつ

いては、安保理決議第1928号、第1985号及び第2050号によりマンデートを約1年ずつ延長）などが盛り込まれている。

さらに、2013年2月の3度目となる核実験の強行を受け、安保理は同年3月に、北朝鮮による核実験を国連安保理決議違反と認定し、非難するとともに、制裁の追加・強化を含む強い内容が含まれる決議第2094号を採択した。同決議には、北朝鮮に対する更なる制裁措置として、資産凍結対象の追加指定、金融サービス提供禁止措置の強化、入国禁止個人の追加指定、入国禁止対象の拡大・強化、輸出禁止対象となる奢侈品に含まれるべき品目の特定、自国領域内の貨物検査の義務化、緊急の場合を除き公海での貨物検査要請を拒否する船舶の自国への入港禁止などが盛り込まれている。

また、国際社会の度重なる要求を無視してウラン濃縮関連活動等を行ってきたイランに対して、安保理は、2006年3月、イランの核問題に関する国際原子力機関（IAEA）理事会の要求事項を履行するよう求めた議長声明を採択したのに続き、同年7月には、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動の停止を要求する内容の安保理決議第1696号を採択した。同決議の採択にもかかわらず、イランは濃縮関連活動を続けたため、イランに対する制裁措置を含む以下の安保理決議を全会一致で採択した。

同年12月に採択された安保理決議第1737号では、イランに対し、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務づけるとともに、すべての加盟国に対し、イランに対する核・ミサイル関連物資・技術及び関連する資金の移転防止、核・ミサイル関連品目のイランからの調達禁止、イランの核活動等に関与する団体・個人の資産凍結、入国・通過の監視・通知を義務づけるとともに、関連する分野での専門教育・訓練の監視・防止等の措置を要請している。

2007年3月に採択された決議第1747号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加し、イランからの武器調達禁止を義務づけるとともに、イランへの大型武器輸出等の監視及び抑制、イランへの新規無償援助・借款等の停止（人道・開発目的を除く）等の措置をとるよう加盟国に要請した。

2008年3月に採択された決議第1803号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加するとともに、特定の個人についての入国・通過防止措置を決定し、イランに所在するすべての銀行との取引の監視、輸出信用等を含めた公的な金融支援の実施の監視、イランの特定企業が所有・運航する航空機及び船舶に対する輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査等の措置を加盟国に要請した。

さらに、イランによる累次の安保理決議違反等を受け、2010年6月、安保理は決議第1929号を採択した。同決議では、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の強化、資産凍結及び入国・通過防止措置等の対象となる団体・個人の追加、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化等を決定するとともに、一定の条件下での金融サー

ビス等の提供の防止やイランの銀行による自国企業との合弁企業設立や取引関係（コレス関係）確立の禁止等を要請する等の金融面の措置、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）などを含んでいる。

2015年7月、EU3+3とイランとの間で核問題に係る最終合意である包括的共同作業計画（JCPOA）が発表されたことを受け、安保理は決議第2231号を採択し、同決議においてJCPOAを承認した。同決議は、加盟国にJCPOAの履行のために適切な行動をとるよう要請し、IAEAに必要な検証・監視活動を行うよう要請している。さらに、2016年1月16日、JCPOA上の「履行の日」が到来し、これまでの関連安保理決議が終了した。これを受けて日本は決議第2231号に基づく措置を履行した。

第4節 国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。また、ジュネーブの国連軍縮研究所（UNIDIR）の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。

この委員会は、1978年の第1回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計7回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議(37/99K)によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定。）。

この委員会は、毎年2回、ニューヨークとジュ

ネーブで会合を開催している。また、同委員会は、個人の識見を基礎として、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長から個人の資格で任命される約15名で構成される。日本からは、1992年から1998年まで堂之脇光朗氏（元軍縮代表部大使）が、1999年から2002年まで田中義具氏（元軍縮代表部大使）が、2003年から2006年まで猪口邦子氏（元軍縮代表部大使）が、2008年から2012年までは阿部信泰氏（元国連事務次長、元駐スイス大使）が委員を務めた。2015年に開催された会合では、「核兵器の使用における非人道的結末」や「軍縮の課題と増しつつある非政府主体」等の議題について議論された。

第3章

ジュネーブ軍縮会議 (CD)

第1節 概要

ジュネーブ軍縮会議 (CD : Conference on Disarmament) は、唯一の多国間軍縮交渉機関である。国連を中心とした第二次世界大戦後の軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年に米国、英国、フランス、ソ連を中心に国連の外での軍縮交渉の場として設置された「10か国軍縮委員会」が発展し、現在の形となった。

現在の加盟国は65か国であり、①米国を中心とする西側グループ (25か国)、②ロシアを中心とする東側グループ (6か国)、③非同盟運動 (NAM)

諸国を中心とする G21グループ (33か国) 及び④中国、により構成される (日本は1969年に西側グループの一員として加盟)。これは東西ブロックが対峙していた冷戦期の対立構造を受け継いでいる。

CDはこれまで、前身の機関も含めて、核兵器不拡散条約 (NPT、1968年)、生物兵器禁止条約 (BWC、1972年)、化学兵器禁止条約 (CWC、1993年)、包括的核実験禁止条約 (CTBT、1996年) 等、重要な軍縮関連条約を作成したものの、CTBT以降、実質的交渉を行うことができていない。

第2節 CDの停滞と打開への努力

1. CDにおける作業計画をめぐる交渉

CDでは、核軍縮、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)、宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)、消極的安全保証 (NSAs) をはじめとする事項が取り扱われているが、地域グループや国により各事項の優先度が異なること、採択はコンセンサスが原則であることから、僅かな例外を除いて、実質的交渉を行うために必要な年間の作業計画 (programme of work) を採択することができない状況が続いている。

最近では唯一2009年に作業計画が採択された。同作業計画は、FMCTについては交渉を、PAROS及びNSAsについては実質的議論を、核軍縮については意見及び情報交換を行うことを決定した。しかし、採択直後から、パキスタンが作業計画を実際に実施するための日程や議長を定める「作業計画の実施決定」案の採択に反対したことから、一

旦合意済みの作業計画を実際に実施することはできなかった。その後も、パキスタンがFMCT交渉開始に反対し続けており、作業計画を採択できない状況が続いている。

このように作業計画を採択できず条約交渉を開始できない状況が続く中であっても、上記の4主要事項を含め少なくとも実質的議論は行うべきとの意見を踏まえ、最近では活動スケジュール (schedule of activities) の下で各事項について非公式な議論を行っている。同時に、作業計画に関する非公式作業部会も設置して、作業計画の合意の促進を図っている。なお、我が国は2014年会期において、3月17日～5月23日まで議長国を務めた。

2. CD再活性化に関するハイレベル会合

2010年9月、ニューヨークにおいて、このような状況を打開しCDの活動を再活性化させるため、

国連事務総長主催 CDハイレベル会合が開催された。CDに政治的推進力を与えその状況を前進させるための議論が行われ、国連においても同会合のフォローアップを行っていく旨の議長総括が発出された。日本からは前原誠司外務大臣が出席し、① CDは一定の期限を設けて議論し、②それが困難な場合は代替案を検討すべき、③ FMCT交渉の目処が立たなければ、日本が他の賛同国と共に、交渉の場の提供等のイニシアティブを取る用意がある旨を表明した。2011年7月、上記ハイレベル会合のフォローアップ会合が国連総会で行われたが、実質的な成果はなく終了した。

3. 国連総会決議

上記の CDハイレベル会合を受けて、同年の第65回国連総会第一委員会において、オランダ、豪州、マレーシア、ウルグアイ、オーストリア及びメキシコが中心となって「CDハイレベル会合フォローアップ：CD再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」決議案を提出した。同案は賛成多数で採択された。第66回国連総会（2011年）においては、オランダ、スイス及び南アが「CD再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」決議案を提出した。「加盟国に対し、適切な場において、CDを含む国連軍縮機関全体の再活性化のための選択肢（options）、提案及び要素を探求、検討及び整理するよう招請する」内容の同決議案は、無投票採択された。第67回国連総会（2012

年）以降は、次回総会に本件議題を挿入することのみを決める決定案が採択されており、特段の進展はない。このように具体的な成果が得られている訳ではないが、国連総会決議を通して CDを再活性化させる試みはされている。

他方で、CDが作業計画を採択できていない状況を受け、国連総会決議を通じた新たな試みも見られている。2012年の第67回国連総会第一委員会において、オーストリア、メキシコ及びノルウェーの3か国が多国間核軍縮交渉を前進させるための提言を策定するオープンエンド作業部会（OEWG）の設置を決める決議案を提出し、投票により採択された。これにより、2013年にジュネーブで最長3週間、国際機関や市民社会の参加も得て同作業部会が開催されたが（5核兵器国は参加せず。日本は参加。）、特段具体的な提案に合意できずに終了した。2013年の第68回国連総会第一委員会においては、国連事務総長が加盟国の意見聴取を行い、翌年の国連総会での作業部会の再度の設置を含め、今後のオプションを模索することとなった。2014年の第69回国連総会第一委員会でも同様の決議が採択された。この決議は2015年においては、核兵器のない世界を達成・維持するために締結される必要のある具体的かつ効果的な法的措置、法的条文及び規範について実質的に検討するための OEWGを設置する決議に発展した（第3部第5章第5節2を参照）。